

里山保全管理活動に関する要綱

(主 旨)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号。以下「条例」という。）の趣旨を鑑み、市民の里山保全管理活動（以下「保全管理活動」という。）に関して、行政との連携を円滑に行い、市民の里山ボランティア活動を継続的に支援し、もって緑の適正な保全に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(保全管理活動の基本方針)

第2条 保全管理活動を行う市民グループ（以下「活動グループ」という。）は、法及び条例により指定された緑地を美しく安全な里山となるよう保全するため、条例第14条に基づく保全管理計画の考え方を基本として活動する。

(保全管理活動の内容)

第3条 保全管理活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 下草刈り
- (2) 園路清掃
- (3) 萌芽更新（樹木伐採）
- (4) 施設破損の連絡等
- (5) その他必要な活動

(協 定)

第4条 活動グループは、市長と保全管理活動に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

2 前項の協定の期間は、おおむね3年以上とする。

(活動計画)

第5条 活動グループの代表者は、年間の活動計画及び活動報告を作成し、毎年3月末日までに市長に提出するものとする。

(報告事項)

第6条 活動グループの代表者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 代表者その他役員を変更したとき
- (2) 保全管理活動を中止するとき

(指導及び連絡)

第7条 市長は必要に応じ、保全管理活動の実施状況を調査し、その活動内容に関し、必要な指示、助言又は援助をすることができる。

(協定の解除)

第8条 市長は、次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 市長が保全地域等の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
- (3) 法令等に違反したとき。
- (4) 公益上の理由その他特別な理由があるとき。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、保全管理活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。